入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時１５分から午後６時（紙入札の場合（下記４.(1)の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに別表１のとおりとする。

令和８年８月１８日
支出負担行為担当官
東北地方整備局長　　小島　優

１．工事概要

(1)　工 事 名　　福島ＲＴＦ（２６）実証準備棟電気設備工事
（電子入札対象案件及び電子契約対象案件）

(2)　工事場所　　福島県南相馬市原町区萱浜字新赤沼 152 番 55

(3)　建物概要　　１）実証準備棟
鉄筋コンクリート造・鉄骨造一部木造　地上２階建て（塔屋１階）
延べ面積　1,878.44 ㎡
２）既存研究棟（本館）
鉄筋コンクリート造　　地上２階建て
延べ面積　5,465.10 ㎡
３）既存研究棟（電気・機械室）
鉄筋コンクリート造　　平屋建て
延べ面積　335.80 ㎡

(4)　工事内容　　本工事は、上記(3)の建物の電気設備の新設及び改設を行うものである。
１）実証準備棟
工事種目　　電灯設備、動力設備、発電設備、構内情報通信網設備、
構内交換設備、情報表示設備、拡声設備、誘導支援設備、
テレビ共同受信設備、監視カメラ設備、防犯・入退室管理設備、
火災報知設備　　新設一式
２）既存研究棟（本館）
工事種目　　動力設備、発電設備、構内情報通信網設備、構内交換設備、
情報表示設備、拡声設備、誘導支援設備、監視カメラ設備、
防犯・入退室管理設備、火災報知設備　　改設一式
３）既存研究棟（電気・機械室）
工事種目　　電灯設備、動力設備、受変電設備、発電設備　　改設一式
４）屋外

工事種目　　構内配電線路、構内通信線路　　改設一式

(5)　工　　期　　令和９年４月１日から令和１０年７月３１日まで

（余裕期間：契約締結日の翌日から令和９年３月３１日まで）

(6)　工事実施形態

本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。

①　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型（Ⅱ型））の適用工事である。

②　本工事は、総合評価落札方式において技術者の能力等を求めず企業の能力等のみを評価する「企業能力評価型」の試行工事である。

③　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

④　本工事は、現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。

⑤　本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が 10km 程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

⑥　本工事は、余裕期間を設定した工事（発注者指定方式）である。

実工期：令和９年４月１日から令和１０年７月３１日まで

（余裕期間：契約締結日の翌日から令和９年３月３１日まで）

なお、低入価格調査等により、工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

⑦　本工事は、入札書と競争参加資格確認資料の提出を同時に行う工事である。

⑧　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

⑨　本工事は、次の(ｱ)及び(ｲ)に示す工事（以下「評価対象工事」という。）の施工実績がある場合に工事成績評定点を競争参加資格や評価対象とする「工事成績相互利用型総合評価方式」の試行工事である。

(ｱ)　東北地方整備局の発注した工事（港湾空港関係を除く。）

(ｲ)　工事成績相互利用登録機関が発注した工事

なお、実績がない場合については適用しない。

⑩　本工事は、受注者が入札時又は工事中に生産性向上技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。

⑪　本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である。

⑫　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑬　本工事は、大規模災害が発生した被災地やその周辺地域で実施する営繕工事において、不

足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ず、工事現場近傍に宿泊させる必要がある場合の費用について、実情に応じた適切な工事費を積算する試行を適用する工事である。

⑭　本工事は、大規模災害が発生した被災地やその周辺地域で実施する営繕工事において、不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ず、労働者が遠隔地から工事現場まで継続的に長距離通勤することを希望する場合は、作業時間を（８時間）より短縮して設定できるものとして、短縮時間に応じて労務費を補正する試行を適用する工事である。

⑮　本工事は、直接工事費及び共通費の一部について、見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。

⑯　本工事は、「情報共有システム」を活用する工事である。

⑰　本工事は、「建設現場の遠隔臨場」の対象工事である。

⑱　本工事は、建設業法第２６条第３項第２号の規定の適用を受ける専任特例２号の配置は認めない。

⑲　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。

⑳　本工事は、ＢＩＭ活用に係るＥＩＲを適用する工事である。

㉑　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

㉒　本工事は営繕工事における「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」の運用の対象工事である。

(7)　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。

(8)　本工事は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、支出負担行為担当官の承諾を得て紙契約方式に代えることができるものとする。

２．競争参加資格

(1)　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

(2)　東北地方整備局における電気設備工事に係る令和７・８年度 A 等級又は B 等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4)　平成２３年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす工事の施工実績を有すること（民間工事の施工実績も認める。）（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。なお、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。また、下記①(ｱ)から(ｲ)については、同一建物の施工実績とする。

① 下記の要件を満たす新設工事又は改設工事

(ｱ) 建物用途　戸建て住宅、集合住宅以外の建物

(ｲ) 工事種目　電灯設備（機器、配線等、試験及び調整を含む**工事一式**を施工していること。）

② 当該施工実績が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、当該施工実績が評価対象工事に係るものにあっては、工事成績評定点が６５点未満のものではないこと。

ただし、競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記②「当該施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。

③ 経常建設共同企業体（甲型）にあっては、構成員のうちいずれか１社が、上記①から②までの要件を満たしていること。

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。専任の要否は関係法令による。

① 電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

② 平成２３年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること。

甲型又は乙型の共同企業体構成員の技術者として従事した施工経験については、共同企業体構成員が以下のいずれかに該当するものに限る。（民間工事の施工経験も認める。）

・甲型共同企業体については、構成員の出資比率が２０％以上であること。

・乙型共同企業体については、構成員が施工を行った分担工事のものであること。

ただし、建築一式工事における施工経験は含まない。また、下記(ｱ)(a)から(b)については、同一建物の施工経験とする。

ただし、専任補助者を配置する場合、主任技術者又は監理技術者の下記(ｱ)の施工経験は、(ｳ) に掲げる施工経験（以下「代要件」という。）に代えることができる。

(ｱ) 下記の要件を満たす新設工事又は改設工事

(a) 建物用途　戸建て住宅、集合住宅以外の建物

(b) 工事種目　電灯設備（機器、配線等、試験及び調整の**一部**を施工した経験も認める。）

(ｲ) 当該施工経験が適切なものであること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。

また、当該施工経験が評価対象工事に係るものにあっては、工事成績評定点が６５点未満のものではないこと。

ただし、確認資料の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工経験を提出する場合は、上記(ｲ)「当該施工経験が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工経験に限り参加資格を認める。

(ｳ) 専任補助者を配置する場合の(ｱ)に代わる代要件

専任補助者を配置する場合の、主任技術者又は監理技術者が満たさなければならない上

記(ｱ)に代わる代要件は、工事種別が上記２.(2)に示す「電気設備工事」とする。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。

④　主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。

⑤　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できることとし、うち１人が上記①及び②(ｱ)、(ｲ)の要件を満たしていること。

また、監理技術者の場合は上記③の要件についても満たしていること。

(6)　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(7)　上記１．に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(8)　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

(9)　A 等級又は B 等級の者は東北地方整備局管内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく、本社（本店）、支店又は営業所のいずれかが所在すること。

(10)　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、全ての構成員が、(1)、(6)及び(9)の要件を満たしていること。

(11)　評価対象工事で、令和 4 年度から令和 7 年度までに完成・引渡しが完了した電気設備工事について、次の要件を満たしていること。

①　当該工事種別の工事における工事成績評定点の平均点が６５点未満でないこと。

なお、実績がない場合については、工事成績評定点を要件としない。

②　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、当該工事種別の工事における当該経常建設共同企業体（甲型）の工事成績評定点の平均点が６５点未満でないこと。当該経常建設共同企業体（甲型）としての実績がない場合は、当該工事種別の工事における実績がある全ての構成員について、工事成績評定点の平均点が６５点未満でないこと。

なお、当該経常建設共同企業体（甲型）としての実績がなく、かつ構成員の全てが実績を有しない場合については、工事成績評定点を要件としない。

(12)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３．総合評価に関する事項

(1)　評価項目

本工事の総合評価は、次の①から②までと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　施工能力等（企業の能力等、賃上げの実施に関する評価）

(2)　総合評価の方法

①　標準点

本工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる者に標準点１００点を与える。

② 施工体制評価点及び加算点

入札価格及び技術資料（上記（1)②（以下、「技術資料」という。））の内容に応じ、上記(1)①の評価を行い施工体制評価点を与え、また技術資料の評価項目毎に評価を行い、加算点を与える。

なお、施工体制評価点の最高点数は３０点、加算点の最高点数は２１点とする。

③ 入札価格及び技術資料に係る総合評価

標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

なお、上記②の評価項目の詳細及び加算点の算出方法は入札説明書による。

(3) 落札者の決定方法

① 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(ｱ) 入札価格が予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

(ｲ) 評価値が、標準点（１００点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

② 上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじを行い落札者を決める。

４．入札手続等

(1) 担当部局

〒９８０－８６０２　宮城県仙台市青葉区本町三丁目３番１号　仙台合同庁舎Ｂ棟

国土交通省　東北地方整備局　総務部　契約課　契約第二係

電話　０２２－２２５－２１７１（代）　内線　２５３１

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書を電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「登録文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）。

交付期間は、別表１.①に示す期間。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加者は上記(1)の担当部局へその旨申し出ること。

(3) 申請書、見積価格書及び根拠資料の提出期限、場所及び方法

申請書、見積価格書及び根拠資料は、別表１.②に示す期日までに、確認資料は、別表１.③に示す期日までに、原則として電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式の場合は上記(1)に持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。以下同様。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下同様。）により提出することもできる。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札の方法

入札の締切は、別表１.③に示す期日。入札は原則として電子入札システムにより行うこと。

なお、紙入札方式の場合は上記(1)の担当部局に持参、郵送又は託送により提出することもできる。

開札は、別表１.④に示す日時に東北地方整備局入札室にて行う。

５．その他

(1)　手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除。

②　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行青葉通代理店（七十七銀行本店））。

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行仙台支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁　東北地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3)　入札の無効

①　入札期限までに入札参加者の代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、電子入札システムから本工事の入札説明書及び全ての配布資料をダウンロードしない者又は支出負担行為担当官の指定する方法（ＣＤ－Ｒ等による貸与等）での交付を受けない者のした入札は無効とする。

②　競争参加資格のない者、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4)　落札者の決定方法

落札者は、上記３.に定めるところに従い評価値の最も高い者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、その限りではない。

(5)　配置予定技術者等の確認

落札者決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（コリンズ）」等により配置予定技術者（専任補助者を含む）の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び確認資料の差し替えは認められない。

(6)　専任の主任技術者（監理技術者）の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任技術者（監理技術者）とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(7)　契約締結後の技術提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、提案することができる。提案が適切と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。

(8)　契約書作成の要否　　要。

(9)　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　　無。

(10)　施工体制確認のためのヒアリング及びヒアリングに際して追加資料の提出を必要に応じて行う。

(11)　関連情報を入手するための照会窓口　上記４.(1)に同じ。

(12)　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記２.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４.(3)により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13)　本工事の競争参加資格に定める支店、営業所が所在することにより競争参加資格を有し、入札に参加し落札決定の通知を受けた者に落札決定通知後、契約締結前に建設業法に規定する営業所専任技術者の確認及び営業所の活動実態の確認に関する資料を提出させる場合がある。その結果、疑義が生じた場合は、建設業許可部局に情報提供するとともに、建設業法違反の事実が確認された場合等は、落札決定を取消すとともに、指名停止とすることがある。契約締結後であれば契約を解除することがある。なお、資料の提出を拒否した場合においても落札決定を取消す

(14)　本公告における内容の詳細については、入札説明書による。

別表１．本入札手続きに係る期間等

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時１５分から午後６時（紙入札の場合（上記４.(1)の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに下記までとする。

①	入札説明書の交付期間	公告の日から令和８年１０月７日正午まで
②	申請書、見積価格書及び根拠資料の提出期限	令和８年９月１６日午後３時まで
③	確認資料の提出期限及び入札の締切	令和８年１０月７日正午まで
④	開札日時	令和８年１１月９日午前１０時３０分

工事の概要（参考）

本資料は、福島ＲＴＦ（２６）実証準備棟電気設備工事の概要をお知らせするための参考資料であり、工事請負契約書第１条に定める設計図書（図面及び仕様書等）ではありません。本工事の詳細な内容については、設計図書及び工事補足説明事項をご覧下さい。

１．工事の概要

本工事は、福島県南相馬市において計画されている福島ロボットテストフィールド実証準備棟の新築における、電気設備の新設並びに既存建物の改修と外構の改修を行うものです。

（１）主な工事内容

○実証準備棟（鉄筋コンクリート造・鉄骨造一部木造２階建（塔屋１階）延べ面積 1,878.44 ㎡）

・電灯設備の新設を行います。
・動力設備の新設を行います。
・発電設備（太陽光発電設備）の新設を行います。
・構内情報通信網設備の新設を行います。
・構内交換設備の新設を行います。
・情報表示設備の新設を行います。
・拡声設備の新設を行います。
・誘導支援設備の新設を行います。
・テレビ共同受信設備の新設を行います。
・監視カメラ設備の新設を行います。
・防犯・入退室管理設備の新設を行います。
・火災報知設備の新設を行います。

○既存研究棟（本館）（鉄筋コンクリート造 地上２階建 延べ面積 5,465.10 ㎡）

・動力設備の改設を行います。
・発電設備（太陽光発電設備）の改設を行います。
・構内情報通信網設備の改設を行います。
・構内交換設備の改設を行います。
・情報表示設備の改設を行います。
・拡声設備の改設を行います。
・誘導支援設備の改設を行います。
・監視カメラ設備の改設を行います。
・防犯・入退室管理設備の改設を行います。
・火災報知設備の改設を行います。

○既存研究棟（電気・機械室）（鉄筋コンクリート造 地上１階建 延べ面積 335.80 ㎡）

・電灯設備の改設を行います。
・動力設備の改設を行います。
・受変電設備の改設を行います。

・発電設備（太陽光発電設備）の改設を行います。

○屋外

・構内配電線路の改設を行います。

・構内通信線路の改設を行います。

（２）施工条件等

１）施工時期の制限

特になし

２）施工時間の制限

以下の作業については、原則として閉庁日に施工するものとし、事前に監督職員と協議すること。閉庁日は、行政機関の休日に関する法律における行政機関の休日とする。

①全館停電作業（工事期間中２回程度）

②既存研究棟の管理事務室の作業

３）施工順序の制約

実証準備棟の工事着手は工事範囲Ⅱの整備後とする。

２．実勢を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

本工事において、主に以下の取組を実施しています。

（１）実勢を踏まえた積算の運用について

予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価」（令和８年２月１７日公表）を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実勢を踏まえた価格設定を行います。

（２）施工条件等の円滑な協議について

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額等の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

（３）現場代理人の常駐を要しない期間について

請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）、検査終了後の期間等においては、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認める場合は、現場代理人の工事現場における常駐は要しません。（工事補足説明事項１．（４）参照）

（４）主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）、検査終了後の期間等においては、主任技術者又は監理技術者の専任は要しません。（工事補足説明事項１．（５）参照）

（５）工事関係図書等に関する業務効率化について

受発注者相互の業務の効率化を目的とし、工事関係図書等に関する業務効率化のため、受注者への提出を求める工事関係図書等を明確化し、業務の効率化を図ります。

また、設計図書において書面で行わなければならないとされている受発注間の手続の方法は、原則としてオンラインによることとしています。（工事補足説明事項２．（１）参照）

（６）ＢＩM活用について

本工事におけるＢＩM活用は受注者の任意で実施するものとし、必要な費用が発生する場合は受注者の負担とします。（工事補足説明事項２．（１２）４）参照）

（７）情報共有システムの利用について

「情報共有システム」を利用し、工事施工にかかる手続き、文書の情報交換等を電子ネットワーク上で行うことを指定する工事としています。（工事補足説明事項２．（１３）２）参照）

（８）遠隔臨場について

建設現場の遠隔臨場を行う工事としています。（工事補足説明事項２．（１３）３）参照）

（９）遠隔地からの労働者確保について

契約締結後、労働者確保の方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更により対応する工事としています。（工事補足説明事項３．（５）参照）

（１０）余裕期間を設定した工事について

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定しています。

工期：令和９年４月１日から令和１０年７月３１日まで

（余裕期間：契約締結日の翌日から令和９年３月３１日まで）

工事の始期前の余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者の設定は要しません。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことはできますが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事に着手することはできません。（工事補足説明事項５．（４）参照）

（１１）工程の変更について

工程の変更が生じる場合には、遅滞なく変更した実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けるものとします。なお、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので監督職員と協議するものとします。（工事補足説明事項５．（８）参照）

（１２）入札時積算数量書活用方式の適用について

入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、

積算数量に関して確認及び協議を行うことができる、「入札時積算数量書活用方式」を適用しています。（工事補足説明事項８．（１）参照）

（１３）建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行について

受注者が工事着手前に発注者に対して建設キャリアアップシステムの活用に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行工事としています。（工事補足説明事項８．（７）参照）

（１４）見積活用方式について

工事の円滑な施工確保を図るため、実勢価格を予定価格に適切に反映する「見積活用方式」を行う工事としています。

発注者が求める項目について、入札参加者から見積書及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格作成のための参考とします。

見積対象とする項目については、入札説明書及び見積依頼書によります。

３．その他

（１）「官庁営繕工事・業務メール配信サービス」について

国土交通省では、官庁営繕工事（または業務）への入札参加を検討される方を対象とした、発注情報のメール配信を行っています。

メール配信される発注情報は以下の内容で、原則として入札公告日の配信となります。

①工事名称（または業務名称）

②工事種別・工事の等級区分・施工場所（または業務種別）

③技術資料（または参加表明書）の提出締切日

「官庁営繕工事・業務メール配信サービス」の利用を希望される場合は、次の URL または QR コードから登録手続きをお願いします。（既に登録を行っている場合は、再登録の必要はありません。）



https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000007.html

（２）「よくある質問集」について

別紙「よくある質問集」は、過去の事例等を踏まえ、各案件に共通して寄せられるよくある質問及び回答例を示したものです。質問書提出時の参考としてご活用ください。

よくある質問集

※本資料は、過去の事例等を踏まえ、各案件に共通して
寄せられるよくある質問及び回答例を示したものです。
質問書提出時の参考としてご活用ください。
なお、本資料は設計図書ではありませんので、ご留意ください。

令和8年6月

東北地方整備局 営繕部

	質問事項	回答
1	■技術提案について 技術提案として、「〇〇」(具体的な技術提案内容)は認められますか。	入札説明書を確認のうえ、貴社にて適切に検討してください。
2	■施工実績・工事経験について 「〇〇」(具体的な工事内容)の場合、工事経験・実績としてして認められますか。	CORINS登録工事は、CORINS記載の内容で工事経験を判断します。CORINS登録の無い工事では、契約書等をもって工事経験を確認します。 なお、詳細については、入札説明書、各様式に記載の注意書きを確認してください。
3	■単価について 施工単価・資材単価は物価資料の何月号を採用していますか。ご指示ください。	「公共建築工事積算基準」に基づき、貴社の責において適切に検討してください。
4	■メーカー指定について 新設する〇〇について、メーカー名(指定業者、専門業者)及び問合せ先(担当者)をご指示ください。	原則としてメーカーの指定はありません。 設計図書を確認いただき、貴社の責において適切に検討してください。
5	■メーカー指定について 仕上材のメーカー及び品番等の指定があればご指示ください。	原則としてメーカーの指定はありません。 設計図書を確認いただき、貴社の責において適切に検討してください。
6	■仕様について 新設する〇〇について、特記仕様書及び図面に記載がありません。詳細仕様を教えてください。	標準仕様書をご確認ください。特記仕様書、図面、標準仕様書のいずれにも記載のない事項については、仕様の指定をしませんので、貴社の責において適切に検討してください。
7	■工期について 新設する〇〇について、製作期間が△ヶ月かかるため、工期内に終わらない可能性があります。工期延期の協議は可能でしょうか。	工事請負契約書案第22条(受注者の請求による工期の延期)に基づき、工期の延期理由が受注者の責によらない場合には工期の延期が可能になる場合があるので、工事契約締結後に監督職員と協議してください。
8	■工期について 本工事において貴局が積算する際の共通費算出に用いる工期(T)をご指示ください。	共通費の算定に用いる工期(T)については、「公共建築工事積算基準等資料」第2章共通仮設費並びに第3章現場管理費に記載の通り、「入札公告等に示された開札予定日から工期末までの日数を元に、開札から契約までを考慮し7日を減じた日数」の部分を「入札説明書(4)に記載している工期」に読み替えてお考え下さい。

	質問事項	回答
9	■入札時積算数量書について 図面と入札時積算数量書で仕様・数量に不整合が生じています。どちらを正とするのでしょうか。	本工事は総価契約であり、仕様・数量は設計図書に基づきます。 一方、入札時積算数量書は、発注者が設計図書および数量基準に基づき算出した仕様・数量を示したものであり、契約後に数量に関する疑義が生じた場合の協議を可能とすることを目的に提示しているものです。 設計図書と入札時積算数量書との間に仕様・数量の不整合がある場合、入札に当たっては、入札時積算数量書に示す数量で工事費内訳書を作成することにより、契約後の数量に関する協議を行うことができます。 なお、契約後の数量に関する協議は、入札時積算数量書に示す疑義数量と、入札参加者が提出する工事費内訳書の当該数量が同一であり、かつ当該部分の工事完了前である場合に限り、契約書の規定に基づき行われることとなります。 詳細は、入札説明書「入札時積算数量書活用方式の適用」をご確認ください。
10	■入札時積算数量書について 入札時積算数量書で「一式」となっており、別紙明細がないものについて、参考までに内訳数量をご指示ください。	別紙明細がないものは、数量公開の対象外としていますので、それぞれ必要な数量をご検討の上、貴社の責で計上してください。
11	■工事費内訳書について 資料「工事費内訳書の作成にあたっては下記を参照のうえ作成願います」の◆作成例2の場合、ページの順番は、入札時積算数量書と同じでなくてもよろしいか。	よろしいです。
12	■図面について 図面で「別途工事」等と記載がある項目は、後日追加工事（設計変更・随意契約）等になるのでしょうか。	工事契約後に協議するものとします。
13	■技術提案書について 技術提案の様式の変更は認められますか。	提示した様式で作成・提出をお願いします。 1テーマにつきA4片面1枚とし、別紙による補足は認められません。 入札説明書、様式に記載の事項も確認してください。